

「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」及び「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案」に対するパブリックコメントの結果と対応案

### 1. 意見の募集期間

平成21年7月29日～8月28日

### 2. 意見の提出状況

意見の提出者数：120団体・個人(電子メール114件、Fax4件、郵送2件)  
意見の件数：955件

提出者の属性：

事業者団体	69
地方公共団体	16
個人	32
その他団体	3
合計	120

※応募書類の「氏名」欄に企業・団体名が載っていないものは全て個人に区分しています。

### 3. 項目別でみた意見の件数

#### 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

※複数項目に重複して該当する意見があるため、件数は全てのべ数。

項目	件数	割合
1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査 (法第3条関係)	54	6%
2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査(法第4条関係)	157	17%
3. 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査(法第5条関係)	9	1%
4. 要措置区域の指定等(法第6条関係)	15	2%
5. 汚染の除去等の措置等(法第7条関係)	51	5%
6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止(法第9条関係)	22	2%
7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令(法第12条関係)	7	1%
8. 指定の申請(法第14条関係)	10	1%
9. 台帳(法第15条関係)	7	1%
10. 汚染土壤の搬出時の届出等(法第16条関係)	151	16%
11. 運搬に関する基準(法第17条関係)	61	7%
12. 管理票(法第20条関係)	25	3%
13. 汚染土壤処理業の許可の申請に関する規定の新設(法第22条関係)	68	7%
14. 汚染土壤処理業による汚染土壤の処理の基準(法第22条第6項関係)	45	5%
15. 汚染土壤処理業による汚染土壤の処理に関する記録及び閲覧(法第22条第8項関係)	6	1%
16. 汚染土壤処理業による変更の許可等(法第23条関係)	8	1%
17. 許可の取消し等の場合の措置義務(法第27条第1項関係)	12	1%
18. 許可証の交付等(法第28条関係)	2	0.2%
小計	710	76%
○その他の意見(意見募集対象外の項目について質問・意見)	226	24%
合計	936	100%

## 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案の概要について

※複数項目に重複して該当する意見があるため、件数は全てのべ数。

項目	件数	割合
1. 指定調査機関の指定(法第29条関係)	0	0%
2. 指定の基準(法第31条関係)	0	0%
3. 技術管理者(法第33条関係)	7	37%
4. 変更の届出(法第35条関係)	0	0%
5. 業務規程の届出(法第37条関係)	0	0%
6. 帳簿の備付け等(法第38条関係)	1	5%
7. 手数料の納付	0	0%
小計	8	42%
○その他の意見(意見募集対象外の事項について)	11	58%
合計	19	100%

# 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

## 1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査について（法第3条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
3条第1項ただし書きが取り消された場合に、120日以内に報告し、特別な事情があると認められる時は、報告期限の延長ができるようにしてほしい。120日以内の報告期限をもつと短くすべき。（2件）	法第3条第1項のただし書きが取り消された場合には、法第3条第1項の調査義務が発生することになるので120日以内に調査報告を行わなければなりません。なお、特別な事情があると認められるときは、その期限を延長することができます。また、土壤汚染状況調査を行うためには、ある程度の時間が必要であるため、120日以内と設定しております。
土壤汚染状況報告書に試料採取を行った「日時」を記載させるが、時間の記載は必要ないと考える。（1件）	現行規則のとおりです。
指定調査機関が、土地の所有者等から地歴調査に必要な情報を隠匿されないように規定すべきである。（3件）	指定調査機関は、土壤汚染状況調査を行うために土地所有者等から適切に情報を入手できるように努めるべきと考えます。仮に、土地の所有者等が汚染のおそれを把握するためには有している情報を隠匿した場合には、土壤汚染状況調査は実施できず、報告義務違反に該当するものと考えます。
指定調査機関が、汚染のおそれを把握するために研修や講習を開催すべき。（1件）	今回の改正において、指定調査機関の指定の更新制や技術管理者の設置義務を取り入れたため、適正な能力が確保されると考えます。
指定調査機関が、汚染のおそれを把握するため、どのようなことを行えばよいのかを明確にすべき。「濃度基準に適合していないおそれ」がある判断基準を明確にすべき。（5件）	指定調査機関が汚染のおそれを把握するためにすべきことを整理し、施行通知等でお知らせする予定です。
調査実施者の解釈を「指定調査機関」ではなく、「土地の所有者等」にすべき。（6件）	調査義務者は、調査命令を受けて土壤汚染状況調査に関する報告を行わなければならない者ですが、調査自体は、その技術的適正を確保するため、環境大臣が定める指定調査機関が適切に行わなければなりません。
指定調査機関が、汚染のおそれの把握を行った結果、汚染がないとされた物質について、試料採取等の対象としないことができる旨を明記すべき。（1件）	試料採取等の対象となる物質は、指定調査機関による汚染のおそれを把握により絞り込まれる等、行政保有情報により把握されるものもあると考えられることから、行政による通知制度を導入することとしました。
法第14条の指定の申請は、公定法に準じた方法で調査した結果でなければ指定できないことから、使用履歴がない特定有害物質については申請できないとすべき。（1件）	法第14条の指定の申請は、申請する者の任意の手続きであることから、申請に係る物質を限定することはできません。

意見の概要	意見に対する考え方
法第3条の土壤汚染状況調査を行うにあたり、都道府県知事に汚染のおそれがある特定有害物質の種類の申請をした場合、「30日以内」ではなく、「14日以内」に調査実施者に通知するべき。もしくは、本規定を削除すべき。（5件）	法第3条の土壤汚染状況調査の報告は義務ですでの、調査実施者が調査対象物質を絞らなければなりません。ただし、補足的に自治体が有している情報によって、別の特定有害物質の種類が判明することがありますので、このような種類の通知の申請を行う制度を設けております。なお、自治体は、通知を行うために自治体内で情報収集を行わなければならず、その為にはある一定期間（30日）が必要と考えます。
「調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報」の「調査対象地」を「地」と修正すべき。（1件）	土壤汚染状況調査の対象となる土地を「調査対象地」とする現行規則の規定を踏襲しました。
法第3条第1項の土壤汚染状況調査を調査実施者が行う際に、都道府県知事に種類の申請を行うが、その場合、都道府県知事はどのような根拠に基づいて通知するのか明確にすべき。当該申請は、土地の所有者等が行うべき。（2件）	都道府県知事は、自治体が独自に所有する公的資料や過去の自主調査によって汚染のおそれがあると判明した情報に基づいて、調査対象物質の種類を通知します。その情報は、施行通知等に例示します。 「調査対象物質」の絞り込みは、土壤汚染状況調査の一環として行うため、土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類の通知に関する申請は指定調査機関（調査実施者）が行うべきと考えます。
1（3）③の「適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは」の文章を「適合していないおそれのある特定有害物質の種類の有無について」に修正すべき。（1件）	法制上の疑義が生じるとは考えられないことから、原案のとおり条文化しました。
試料採取等の実施において、「土壤ガス調査を省略してボーリング調査を実施することができる」という規定は削除すべき。（9件）	現行規則は、ボーリングの対象となる単位区画を絞り込むため、土壤ガス調査を行うことについているところ、すべての単位区画をボーリングするのであれば、土壤ガス調査を必ずしも前置させることは要しないと整理しました。
汚染のおそれが生じた位置の深度が分からないことがあるので、その時の対処方法を明確にすべき。（1件）	現行同様、現地表から土壤の採取を行うことになります。
帯水層の底面について、定量的な数値を示すべき。（1件）	一般的に、帯水層の底面とは、帯水層を満たす地下水の受け皿となっている地層の上面といえます。あえて、定量化して定義することは考えていません。
重金属の試料採取深度について記載すべき。（2件）	省令案1.（3）.⑤のとおり条文を定めました。
ボーリング調査の採取深度は、地表から10mの深さでよいか。（2件）	現行規則第7条のとおり、深さ10mまでの深さを対象としております。
試料採取等の省略を行った場合は、調査実施者ではなく、「土地の所有者等」が報告すべき。（2件）	試料採取等の省略を行った旨の報告は、調査事項の一つとして、調査義務者が行うことになります。

意見の概要	意見に対する考え方
要措置区域等に指定するため、試料採取等の省略をした場合であっても、地下水汚染の有無を確認する目的でボーリングさせるべき。 (2件)	要措置区域に指定されるか否かについては、「地下水汚染の有無」ではなく「周辺の飲用井戸の有無」によって判断されるのであって、政令第3条（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）によって判断されません。そのため、土地の所有者等に地下水汚染の影響を見るためのボーリング調査を義務づける必要はありません。
法第3条第1項の但書きによる確認証の交付は不要である。 確認証の再交付をするのであれば、本人確認方法を明確にすべき。 (4件)	確認証の交付の規定は削除しました。
法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地での土地の利用の変更に関し、敷地の一部を利用変更する場合、残りの部分は状況が同じなら再申請不要であることを明記すべき。 (1件)	土地の利用方法の変更に関わらない部分については、当然、再申請不要であり、かかる部分は当該確認の取消しの対象でないことを、条文上、明らかにしました。
法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地であって、土地の形質変更を行う場合には、届出をさせるべき。 (1件)	「土地の利用の方法」が変更することにより、健康被害のおそれの有無の確認することになります。形質の変更があるだけでは、土地の利用方法が変更するとはいえず、法第3条第4項の対象ではありません。
現行附則第2条の経過措置「工場又は事業場の敷地の面積が300m <sup>2</sup> 以下であって周辺井戸が飲用に供する等がない場合は当分の間調査を有することとしない」の規定は、削除すべきである。 (1件)	今回の改正において、当該規定は削除されました。

## 2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条調査）

意見の概要	意見に対する考え方
法第4条第1項の届出の対象となる土地の面積を、3000m <sup>2</sup> ではなく、1000m <sup>2</sup> 等に変更すべき。 (5件)	土地の形質の変更を土壤汚染状況調査の契機とする条例を参考に対象面積を3000m <sup>2</sup> 以上としました。
法第4条第1項の届出の対象となる土地の面積の定義、調査命令が発出された際の調査方法を明確にすべき。法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地である場合、法第4条第1項の届出の対象になるのか明確にすべき。(28件)	面積の定義や調査方法は、条文上、明確にしました。土地の利用方法の変更に伴って、土地の形質の変更が行われるのであれば、法第3条第4項の届出対象となるとともに、法第4条第1項の届出対象にもなりますが、運用上、前者の届出が行われれば足りると考えます。
法第4条第1項の届出の対象となる土地について、面積規模だけでなく土量の要件も考慮すべき。 (1件)	形質の変更が行われる土地が、法第4条第1項の届出義務の対象となるか否かを外形から容易に判断することができることにより、面積のみを要件としました。

意見の概要	意見に対する考え方
自治体に開発に係る申請を行った場合、法第4条第1項の届出をすべきであれば、土地の所有者等にその旨を伝える制度が必要。（1件）	原則、届出者が認識して自主的に届け出ることになります。ただし、開発許可申請や建築確認申請時など他の法令に基づく申請により、土地の形質の変更を行う契機を把握した環境部局以外の部局が、環境部局にその旨を通知して法第4条第1項の届出義務の履行が円滑に行われるよう施行通知により促すこととします。
法第4条第1項の届出書の届出者の記入欄は、「工事の発注者」であることを明記すべき。（9件）	法第4条第1項の届出を行うべき者は、現行法第9条第1項と同様の解釈とします。
土地の所有者等が届出者でない場合に、土地の所有者等が土地の形質の変更に同意していることを証する書面を添付させる必要はない。当該書面は具体的にどのような書類か。（5件）	法第4条第2項の調査命令は土地の所有者等に対して発出されるため、届出が工事請負者によって行われた場合には土地の所有者等を把握できないことから、工事請負契約書を提出させることとしました。なお、工事請負契約書の写しのほか、都道府県知事が「同意していることを証する書面」に該当すると判断できる書類であれば良いと考えます。
法第4条第1項の届出を行う際に、届出書に地歴調査に関する情報、土地登記簿謄本及び公図の写しを添付させるべき。（19件）	法第4条第2項の調査命令を発出する場合には、都道府県知事が形質変更を行おうとしている土地の履歴を把握した上で、「調査命令の対象となる土地の基準」に該当するか否かを判断します。この為、命令を発出する都道府県知事が土地の履歴に関する情報を収集することになり、法第4条第1項の申請時に地歴調査結果を添付する必要はありません。
法第4条第1項の届出事項の「着手予定日」の解釈、添付情報の「土地の形質の変更を行おうとする範囲」を明確にすべき。（3件）	施行通知等でお知らせする予定です。
都道府県知事はどのような情報に基づいて、法第4条第2項の調査命令を発出するのか明確にすべき。また、申請者と都道府県知事の役割を明確にすべき。（3件）	法第4条第2項の調査命令を発出するための根拠となる具体的な地歴については、参考として都道府県知事に提示することとしております。また、申請者と都道府県知事が行うべきことについては施行通知等でお知らせする予定です。
ボーリング調査等は法第4条第1項の届出対象になるのか明確にすべき。（8件）	自主的な調査のためのボーリング行為や対策工事は、形質の変更に該当し、その形質の変更の面積の合計が3000m <sup>2</sup> 以上であれば、法第4条第1項の届出義務が課せられるのが原則です。
法第3条に基づく土壤汚染状況調査を報告し、汚染の除去等の措置が講じられた土地について、法第4条の調査命令が発出されない旨を明記されたい。（4件）	過去に汚染の除去が行われた土地であっても、新たに汚染原因行為が行われる可能性があることから、一律に法第4条の規定を適用することは不適当と考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
人為的な汚染のおそれが認められない土地であれば、法第4条第1項の届出対象の例外となる行為「土地の形質の変更を行う部分の深さが50cm以上である」の規定を適用除外とすべき。当該要件について具体的に明確にすべき。(盛土の土地を掘削する場合、深さ50cm未満に湧水が存在する場合) (2件)	汚染原因に拘わらず、形質の変更により、健康リスク(汚染の拡散)が生じることになるので、法第4条の届出の例外とすることはできません。盛土を掘削する場合、湧水が浅い位置にあった場合であっても、要件に該当すれば、届出の対象となります。
法第4条の届出は、土地から土砂を搬出する者だけでなく、土砂を搬入する者にも行わせるべきである。(1件)	土壤汚染の拡散のリスクの観点から、土壤を搬出する際に法第4条第1項の届出を行うことになります。
法第4条第1項第1号の環境省令で定める行為について明確に説明して欲しい。ここでいう「敷地」、「土地の形質の変更を行う部分」の定義を明確にすべき。(3件)	施行通知等でお知らせする予定です。なお、「敷地」は「土地の形質の変更の対象となる土地の区域」に改めました。
法第4条第1項の届出の例外となる行為について、新たな行為を追加して欲しい。(6件)	法第4条第1項の届出は3000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更を行う土地について、土壤汚染が生じているおそれがある場合に、土壤の汚染の状態を把握し、健康被害を防止するための機会を多く捉えることを目的としてますので、そのような規定はできません。
法第4条第1項の届出は、河川、海、湖等の浚渫行為は適用されない旨を明記すべき。(1件)	現行と同じ運用であり、特に明記する予定はありません。
法第4条第2項の「調査命令の対象となる土地の基準」の該当性を判断するための資料、マニュアル等により明確にすべき。「⑤その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること」は削除していただきたい。基準を明確にしていただきたい。(35件)	施行通知等で例示する予定です。
廃止された廃棄物の埋立地に対する土壤汚染対策法の扱いについて整理すべき。(2件)	土壤汚染対策法の適用を受けます。
岩を掘削する場合には、法第4条第2項の調査命令が発出されないとすべき。(12件)	岩は土壤汚染対策法でいう「土壤」には該当しません。
改正法16条第3項に基づき非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を搬出した先の土地は、汚染のおそれがある土地として扱うこととすべき。(1件)	搬出された汚染土壤が、その搬出先から撤去されない限り、当該搬出先に汚染のおそれがあるものと考えられ、かかる場合には、素案の2. (5)法第4条第2項の調査命令の対象となる土地の基準「その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること。」に該当すると考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
土壤汚染状況調査において、特定有害物質を取り扱っていた者及び関係届出等を保有する者が汚染のおそれの把握に際して必要となる情報の提供を拒んではならない等の規定が必要である。（1件）	都道府県知事が、過去に自治体等に提出された公的な届出などに基づいて法第4条第2号の調査命令を発出しますので、法第4条第1項の届出者に情報提供を義務づけることはできません。また、法第3条の調査義務は、土地の所有者等に課せられ、それ以外の者に及ぶことはありません。
法第4条第2項の調査命令に係る土地の範囲を明確に示すべき。また、形質の変更を行う範囲に限らず、敷地全体に調査命令を発出すべき。（3件）	調査命令に係る土地の範囲については、施行通知等でお知らせする予定です。土地の形質の変更が行われていない部分を法第4条の対象とすることは、同条の主旨に反し、認められません。
法第4条第2項の調査命令の対象となる特定有害物質の種類以外に、汚染のおそれのある物質が判明した際の取扱いを示すべき。（1件）	汚染のおそれの把握を通じて、命令に係る物質以外に汚染のおそれがある物質が判明した場合には、当該物質について試料採取等を行い、当該命令による土壤汚染状況調査の結果として、提出するよう促すこととし、その旨を施行通知等で示す予定です。
法第4条第2項の調査命令に係る書面の記載事項の決め方を明確にし、「調査命令の理由」を記載させるべき。（2件）	書面の記載事項は、条文に定めました。「理由」も同様です。
公共インフラの整備において、その土地所有者が都道府県である場合、土壤汚染調査も都道府県が実施するべきであり、調査命令の手続きにも都道府県が土地所有者等に該当した場合の記述をしていただきたい。（1件）	土地の所有者が都道府県であるからといって、それ以外の場合と特に区別することはありません。

### 3. 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
回覧板等の「等」というのは何か明確にされたい。また、回覧板による調査は実現性が乏しいと考える。（4件）	都道府県知事は、適切に法第5条の調査命令を発出するために、飲用井戸の利用の把握に努める必要があり、そのための方法として回覧板の活用を想定していたところですが、その他の手段で正確に把握できるのであれば、自治体の判断により当該方法を採用できると考えます。
帯水層を隔てた取水井戸については、健康被害が生ずるおそれがないとすべき。（2件）	調査対象地周辺に飲用井戸がある場合、当該井戸の構造や、取水する帯水層の構造を明らかにし、調査対象地から汚染が拡散しないということを判断することは難しいため、飲用井戸がある場合には健康被害のおそれがあると認識すべきと考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
都道府県知事が行う飲用井戸の調査については水質汚濁防止法の常時監視制度を弾力的に運用するように明記するべきである。 (1件)	水質汚濁防止法の常時監視に供した飲用井戸の調査の結果、データが有用であれば活用して差し支えないと考えます。
都道府県知事が行った飲用井戸調査結果の有効期限を明確にすべき。 (1件)	調査結果の有効期限については、当該調査結果の信用性が失われる時期が個別の事情により異なるため、特に規定する予定はありません。
「飲用井戸」は、日常的に飲用に利用されている井戸に限らず、災害時等の非常時に飲用利用する予定であると所有者が申告した井戸も含まれるとすべき。 (1件)	現行規則第17条第3号は、単に、所有者が非常に飲用すると申告したに過ぎない井戸を対象としていません。

#### 4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
回覧板等による飲用井戸の有無の調査は、全てを把握するのに限界があると考える。 (1件)	都道府県知事は、回覧板以外のその他の手段で正確に飲用井戸の有無を判断することができるのであれば、その方法を採用することを排除するものではありません。
飲用井戸の有無を調査する範囲(方向・距離)を有害物質毎に距離・計算式を明示すべき。 (3件)	現行の施行通知（平成15年2月4日 環水土第20号）第3.2. (2) ①ア(口)に記載しているとおりです。
地下水汚染がある場合は、土地所有者等にも地下水の水質の測定の措置を義務付け、将来拡大がないことを確認すべき。 (2件)	溶出量基準不適合に係る要措置区域において、地下水汚染が生じている場合には、汚染の除去等の措置の効果が発現していることを確認するために地下水モニタリングを行うこととされています。
周辺井戸の飲用中止により要措置区域の指定が解除になるのかを明示するべき。 汚染の位置が飲用に適する帶水層と離れており、地下水汚染もない場合は、要措置区域ではなく、形質変更時要届出区域とするべき。また、土壤の汚染を除去すれば、地下水汚染が残っていても指定解除されるとするべき。 (3件)	飲用中止が確実に見込まれるのであれば、要措置区域の指定が解除されると考えます。調査対象地周辺に飲用井戸がある場合には、原則として、当該井戸の構造や、取水する帶水層の構造を明らかにし、調査対象地から汚染が拡散しないということを判断することは難しいため、飲用井戸がある場合には健康被害のおそれがあると認識すべきと考えます。 汚染の除去等の措置を行った場合には、その措置の効果として地下水測定を行い地下水汚染がないことを確認して、措置完了となり、当該指定が解除されます。
要措置区域の指定の範囲は、超過の確認された区画に適用されるのか、土地に対して適用されるのかを明示すべき。 (1件)	単位区画ごとに汚染状態を判定して要措置区域等の指定を行う現行法での指定区域の考え方と同様です。

意見の概要	意見に対する考え方
要措置区域において、「措置が講じられた際」とは、措置の着手を意味するのか、構造的な完成を意味するのか、効果の確認までを意味するのか明示すべき。（1件）	汚染の除去等の措置の効果が確認されることにより、当該措置が完了し、要措置区域の指定が解除されることになります。
要措置区域に該当するかを判断するにあたり高濃度の場所で、試料採取等省略の場合は全ての単位区画で、ボーリング調査を行い地下水汚染の有無を確認するようるべき。 また、第14条申請の場合も、3条等と同様に、溶出量基準値超過の場合は地下水の利用状況の調査を都道府県の事務として行うと明示すべきである。（2件）	試料採取等の省略の有無に拘わらず、調査実施者が周辺の地下水汚染の状態を測定することはありません。周辺の地下水の利用状況を調べることは自治体の事務です。
地下水汚染と土壤汚染との因果関係がないことが立証される場合は、当該土地の要措置区域の指定を免除すべき。（1件）	因果関係の有無に拘わらず、溶出量基準不適合の汚染土壤が存在していれば、将来的に地下水汚染を発生させ、飲用による健康被害を引きおこすおそれがあるので予め措置を講ずる必要があると考えます。その為、土壤汚染があり、かつ周辺に飲用井戸がある場合には要措置区域に指定されます。
指定の公示は、各自治体の広報以外、例えばホームページ上でも可とするべき。（1件）	公示の方式は、各自治体において判断されるべき事項です。

## 5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
揚水施設による地下水汚染の拡大の防止の、「除去」の文言を削除し、希釈等により排水基準に適合させる道を残されたい。（1件）	ほう素及びふっ素について適用可能な除去技術は、いくつか存在し、現場で採用されていると聞いております。
現行規則の土壤汚染の除去“原位置での浄化による除去”に「汚染された地下水を揚水し、地下水環境基準程度まで低減した後に要措置区域内に注水する方法を含む」を追加記載するべき。（1件）	技術的事項の詳細については、施行通知等に記載します。
土壤汚染を生じさせた寄与度の算定方法を規則ないし通達で示すべきである。（1件）	現行の施行通知で示すとおりとします。
汚染の除去等を講ずべき期限の定義を明確に示されたい。（4件）	施行通知等に示す予定です。
地下水の水質の測定に関して、終了としても良いとする時期を判断する基準を明記すべき。（1件）	地下水基準不適合の結果が得られるまで、地下水の水質の測定を行い、地下水基準不適合になれば他の汚染の除去等の措置を講じることになります。

意見の概要	意見に対する考え方
指示措置等を完了した場合には報告を行う事とする規定を設けられたい。（1件）	現行法第7条第1項及び第2項の措置命令の場合と同様とします。
土地の所有者等への指示に、「④汚染の除去等の措置効果の確認方法」を加え、除去完了時の目標値を定め、その確認方法を示すべきである。（3件）	現行規則と同様に、規則の別表に措置の確認方法を明記しました。
表1⑩の脚注「ある一定の濃度」の基準およびその設定根拠を示すべき。（1件）	指示措置が土壤汚染の除去とされる場合以外は、極力、掘削除去以外の方法によることが望ましい旨を施行通知等により示すこととします。
指示措置ではなく、「講ずべき汚染の除去等の措置」と修正されたい。（1件）	「指示措置」は法律で定めた略称です。
揚水施設や透過性地下水反応壁設置後の、観測井配置箇所を明確にすべき。（16件）	技術的事項についての詳細は、施行通知等に示します。
透過性地下水反応壁の言葉の定義を示すべき。（2件）	<p>「透過性地下水反応壁」を「透過性地下水浄化壁」に変更し、次のとおり定義しました。</p> <p>「汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させる機能を有する設備であって、地中に設置された設備」</p>
オンサイト処理のために、一時的に要措置区域等外に仮置きする場合であっても、法第16条第1項の届出が必要か。（1件）	要措置区域等外への汚染土壤の移動があれば、法第16条第1項の搬出として、同項の届出の対象となります。
地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点の設定方法を示して下さい。（4件）	施行通知等に示します。
「雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること」の確認方法及び根拠を示されたい。（1件）	観測井内部の水位が上昇しないことを確認して下さい。
遮断工封じ込めの際の、遮断工内部の「目視その他の方で点検を行う設備」および「観測井」の設置は削除し、代わりに封じ込め地域周辺地下水の2年間のモニタリングで確認・判断することとすべき。（1件）	遮断工封じ込めの仕切り設備や覆いに亀裂等があることを確認するには、「目視その他の方で点検を行う設備」や「観測井」は必要な設備です。
表2⑧（地下水汚染の拡大の防止）の観測井の定期的な地下水モニタリングは、月1回以上の頻度で行うべき。（2件）	地下水の水位が季節により変動する傾向があることを踏まえ、原位置封じ込め等の措置と同様、年4回以上の測定頻度としました。

意見の概要	意見に対する考え方
敷地境界付近に地下水汚染があつても、地下水汚染の拡大の防止措置が認められるよう、観測井による確認の内容を修正すること。 (1件)	要措置区域内ではなく、当該区域の周縁であつて、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に観測井を設置することは可能と考えます。
土地の範囲を表す記述を明確に示すべきである。 (1件)	添付書類として、「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」とします。
表1「講ずべき汚染の除去等の措置」と「指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置」の意味を明示すべき。また、封じ込めよりも、土壤汚染の除去を行わせたほうが良い。 (1件)	<p>「講ずべき汚染の除去等の措置」は、新法第7条第2項に示されている「汚染の除去等の措置」であり、健康被害の防止のために必要十分な措置であつて、汚染の拡散をもたらすリスクが低いものです。「指示措置と同等の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置」は、環境リスクの観点から指示措置と同等の効果を有すると認められる措置です。</p> <p>また、土壤汚染の除去のうち掘削除去は、掘削時の飛散や汚染土壤が地下水に接することによる地下水汚染の発生、区域外における運搬・処理を伴うことがあることから、環境保全の促進に適うとはいえない。</p>
【表1】の措置に「地下水飲用停止と地下水代替水源の確保」を追加すべき。 (1件)	地下水飲用の停止や地下水代替水源の確保は土壤汚染そのものについて何ら対策を講じたことにならないため、表1の措置に追加するのは困難です。
省令で掘削除去を「講ずべき措置」に含めるべきではない。また脚注10は⑩についてだけではなく、②から⑩まで(⑧を除く)すべてに適用されることを明示すべき。 (1件)	掘削除去は、現地における措置が困難な場合に、搬出する汚染土壤の運搬・処理を適切に行うことにより、汚染土壤の拡散を防止しうるものであることから、汚染の除去等の措置から排除する必要は無いと考えます。なお、指示措置が土壤汚染の除去とされる場合以外は、極力、掘削除去以外の方法によることが望ましい旨を施行通知により示すこととします。
汚染土壤を掘削除去とした後の側面・底面の汚染がなければ、年4回2年間も地下水モニタリングをする必要はないとするべき。 (1件)	汚染土壤を掘削した後の側面・底面の外側に汚染が存在しないことを確認するためにモニタリングは必要であり、現行規則から変更すべき事情は認められないため、これまでとおりとしました。
遮水工封じ込め措置により、汚染範囲を分断し汚染を残置すること等のないようにとの旨を明示するべき。 (1件)	敷地外の土地に汚染土壤が残置される場合については、都道府県知事が人への健康被害が生ずるおそれがあると判断した場合には、法第5条の調査命令が発出され、適切な措置を講ずることになると考えます。また、遮水工封じ込め措置後の地下水モニタリングを行った結果、基準に適合しない場合には、要措置区域は解除されません。

意見の概要	意見に対する考え方
表2⑧1、口に、「あるいは地下水汚染の拡大を的確に防止することができると認められる地点に設置したかん養施設等を用いて地下水をかん養等すること」を追加すべき。 (1件)	水質汚濁防止法により特定地下浸透水の浸透が制限されていることを踏まえ、地下水を揚水し、水質汚濁防止法又は下水道法の排水基準に適合するように特定有害物質を除去し、排水させることにしました。
不透水層が不明確な場合でも、「原位置封じ込め」が実施可能な条件を明示すべき。 (1件)	封じ込めを行うためには、底面の不透性確保が必須であり、その要件として不透水層の条件を満たすこととした地層を不透水層として活用することができることとしたものであり、不透水層が不明確な場合は原位置封じ込めを行うことはできません。
措置は、健康被害のおそれの有無に関わらず、汚染の性状によって一定の対策をすべきである。また、「地下水汚染」という用語を、「直接の地下水の飲用」がある場合に限定して使用するのを止めるべき。 (1件)	土壤汚染対策法は、国民の健康を保護することを目的としているので、地下水汚染があっても飲用している人がいない場合には措置を必要としません。

## 6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
帯水層の確認や塩分濃度を確認した結果を、健康リスクの有無の判断材料として利用できるとすべきである。また、確認証の交付は不要と考える。 (1件)	健康被害のおそれは、現行どおり飲用井戸の有無等により判断することになりました。確認証の交付の規定は削除しました。
高濃度のVOC汚染による要措置区域については、都道府県知事の確認を受けた場合においても、形質変更時の届出の適用除外とするべきではない。 (2件)	形質変更を行う要措置区域について、汚染土壤又は特定有害物質の飛散等には注意が必要であることを施行通知等でお示ししたいと考えます。
6(1)①のロ及びハのカッコ書き（帯水層の確認）を削除すべき。 (1件)	土壤汚染地の形質の変更に伴うリスクには、地下水の汚染の拡散があるため帯水層の深さを考慮します。
地下水が基準に適合しており、かつ汚染土壤と地下水水面が離れている場合は、土壤溶出量基準を3倍値基準（環境基本法より）とし、その基準に適合する場合、対象地を「形質変更時要届出区域」として扱い、地下水モニタリングは不要とすべき。 (1件)	周辺に飲用井戸が存在する場合に、土壤汚染による地下水汚染が完全に引き起されないとは言いきれません。よって、地下水モニタリングを行い、飲用井戸に影響がないことを確認する必要があります。
『汚染の拡散を生じさせないものとして環境大臣が定める基準』「指示措置等と一体として行われる行為」の内容を明示すべき。 (3件)	告示及び施行通知により規定する予定です。
「最も地下水が浅い位置・・」を「最も地下水水面が浅い位置」にするべき。 (1件)	「地下水」を「地下水位」に改めました。
飲用に適さない地下水基準（塩分濃度）を示すべき。 (3件)	飲用に適さない地下水の基準については、今後の知見の集積を踏まえ告示で示します。

意見の概要	意見に対する考え方
6 (1) ②の「指示措置等と一体として行う行為」については、法第9条第2号ではなく、1号で読み込むべきである。 (1件)	指示措置等そのものとは異なるため法第9条第1号ではなく、第2号で整理しました。
地下水位は常に変化するため確認証を交付すべきではない。工事毎に申請させ、直近の地下水位を元に内容を確認すべき。 (1件)	確認証の交付の規定は削除しました。
帯水層の確認は、既存の地下水観測井戸での地下水位観測で良いとすべき。また、観測期間は、梅雨か梅雨相当量以上の降雨量があつた期間で良いとすべき。「1年間継続して地下水が存在しない」ことの確認方法は、年4回以上の測定とするべき。 (2件)	確認方法は、地下水が最も浅いとされる位置において年間の地下水位を測定する必要があります。特に、地形によっては同じ敷地であっても地下水位がすべて同じであるとも限りませんので、最も地下水が浅い位置にあると考えられる場所に観測用井戸を設置し、年間を通じて、その土地の地下水位を的確に観測できる頻度で計測する必要があると考えます。
6 (1) ②③の確認に取消しを設けるべき。 (1件)	②③のそれぞれの告示の定める要件に該当しなければ当然に確認は取り消されます。
帯水層が複数存在する場合、どの帯水層で汚染の判断をするのか明示するべき。 地下水が存在しないことを確認している1年間は、形質変更出来ない旨を記載するべき。(1件)	最も浅い帯水層でご判断をお願いします。条文上、地下水位を1年間を通じて観測した結果に基づいて確認がされるため、当然、それまでは深い部分の形質の変更ができないことになります。
確認証の再交付・保管についての規定を設けるべき。 (1件)	確認証の規定は削除しました。
地下水位の確認を申請する際に、井戸構造図及び地質柱状図を添付させるべきである。(2件)	添付資料として、井戸構造図のほか、最も浅い地下水位を含む帯水層の深さを説明する書類として地質柱状図を添付させることとしました。
知事が帯水層の深度に係る確認を行った後、どのような手段で帯水層が存在しない状態であると認められないと判断するのか規定を設けるべき。 (1件)	帯水層の深さの確認の前提となった事実に変更が生じた場合には、必要に応じて知事に対し報告させるように省令に規定することとしました。

## 7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令(法第12条関係)

意見の概要	意見に対する考え方
現行規則第36条第4号の要件を削除すべきではない。 (1件)	新法第4章規定により担保しました。
帯水層の深さの定義を明確にするべき。(1件)	帯水層の確認方法は、地下水が最も浅いとされる位置において年間の地下水位を測定する必要があります。特に、地形によっては同じ敷地であっても地下水位がすべて同じであるとも限りませんので、最も地下水が浅い位置にあると考えられる場所に観測用井戸を設置し、年間を通じて、その土地の地下水位を的確に観測できる頻度で計測する必要があると考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>帶水層の深度の確認の規定を削除し、工事毎に届出を行うものとするべき。 地下水位は常に変化するため確認証を交付すべきではない。（2件）</p>	<p>帶水層の深さの確認の前提となった事実に変更が生じた場合には、必要に応じて知事に対し報告させるように省令に規定することとしました。 確認証の交付の規定は削除しました。</p>
<p>高濃度のVOC汚染による形質変更時要届出区域については、都道府県知事の確認を受けた場合においても、形質変更時の届出の適用除外とするべきではない。（2件）</p>	<p>形質変更を行う要措置区域について、汚染土壤又は特定有害物質の飛散等には注意が必要であることを施行通知等でお示ししたいと考えます</p>
<p>6（1）①のロ及びハのカッコ書き（帶水層の確認）を削除すべき。（1件）</p>	<p>土壤汚染地の形質の変更に伴うリスクには、地下水の汚染の拡散があるため帶水層の深さを考慮します。</p>

## 8. 指定の申請（法第14条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>法14条は適切に処理されない可能性があるため、地歴又は土質検査の結果を添付して申請させるべき。（1件）</p>	<p>法第14条は自主申請を前提にする制度であり、公定法と同じ方法により行われた調査結果に基づく申請であるかどうかを確認するために必要な情報以外の情報の提出を義務づけることはできません。</p>
<p>試料採取等を省略したものは、14条申請対象から外すべきである。（1件）</p>	<p>指定の申請の前提となる調査は、自主的に行われるものであることから、試料採取等を省略して法第14条第1項の申請を行うことについても、申請を行う者が任意で決めることになります。</p>
<p>申請に係る登記簿謄本以外に公図の写しを添付すべき。（1件）</p>	<p>施行通知により、法第14条第2項の環境省令で定める書類のうち、「申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類」の例として、登記事項証明書や公図の写しを示すこととします。</p>
<p>指定の申請に必要な書類として、登記簿謄本ではなくも、所有者を示す書類であれば認めるべき。（1件）</p>	<p>申請者が指定の申請に係る調査の対象となった土地の所有者であることを証する書類を添付させることとしますが、その具体例として登記事項証明書を想定しています。</p>
<p>謄本の有効期限、及び「ホ」「ヘ」（合意書・証明書）の証する書類について明示されたい。（1件）</p>	<p>申請者が区域の指定に係る調査の対象となった土地の所有者であることを証する書面が必要であることから、極力、申請日に近い日に交付された登記事項証明書を添付させることが望まれます。申請者が、当該土地の管理者又は占有者であることを証する書面としては、当該土地の掘削する権限が設定された旨の契約書が想定されます。</p>
<p>試料の採取を行った年月日時を年月日に変更すべき。（1件）</p>	<p>「時」については削除しました。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
申請の要件として、地下水への影響を見る目的でのボーリング調査を行い、その結果を添付することとすべき。（1件）	調査対象地に濃度基準に適合せず、かつ周辺に飲用井戸の存在が確認された場合には、要措置区域に指定することになることから、申請の要件としては不要です。
土地の範囲を表す記述を明確に示すべきである。（1件）	添付書類として、「申請に係る土地の場所を明らかにした図面」とします。
法14条3項の「公正」の意味を明確にされたい。（1件）	公正性の判断は、法第31条第2号及び3号に従って判断します。これらの考え方や具体例は環境省ホームページに掲載している「土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き（平成19年12月版）」をご参照下さい。
①公定法調査方法より厳しい調査方法により行われたものも可、②任意に物質を限定することが可、③試料採取等を省略した場合も可という旨を省令に記載すべき。（1件）	①及び③については、条文に規定しました。

## 9. 台帳（法第15条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
土地の範囲を表す記述を明確に示すべきである。（1件）	要措置区域等の範囲については、その台帳の記載内容により明らかです。
法14条に基づき指定された旨及び調査項目を記載対象とするべき。（1件）	御指摘を踏まえて、修正しました。
台帳の記載事項から、試料採取調査を省略した理由は削除し、代わりに省略した調査内容を記載すべき。（1件）	御指摘を踏まえて、試料採取等を省略した理由のほかに、省略した調査内容を記載せることにしました。
台帳から削除される際の必要書類を明示すべき。（1件）	要措置区域当の指定の解除の要件を満たしたことが確認されれば、結果的に当該要措置区域等の台帳は消除されることになるため、あえて必要な書類を定めることはしません。
地下水汚染の有無については、当該地起因か敷地外起因かについても記載させるべき。（1件）	地下水汚染の有無は、要措置区域において講ずべき措置の種類を決めるために必要な事項であり、地下水汚染の原因如何とは無関係です。
地下水汚染の有無は、含有量基準のみ不適合の場合は不要と考える。（1件）	御指摘のとおり、含有量基準のみ不適合である場合には、地下水汚染の有無の記載は不要とします。
台帳は、各自治体の広報以外、例えばホームページ上で閲覧出来るようにするべき。（1件）	公示の方式は、各自治体において判断されるべき事項です。

## 10. 汚染土壌の搬出時の届出等（法第16条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
調査方法の詳細を明確にして欲しい。（3件）	内容を検討し省令に規定しました。
10m間隔の区画内で、より狭い面積であっても、地上または地下の構造物等により区分けされる土壌については、区分けされた土壌、それぞれについて基準に適合することの都道府県知事の認定を受けることが出来るよう、搬出汚染土壌の調査については現行規則4条第1項および第2項の回転等に加え、区画を区分けすることができる旨を追記すべきである。（1件）	区画の選定については、要措置区域等に指定された際の土壤汚染状況調査の結果を利用できるように、10m間隔で区画することとした。
要措置区域が道路の場合、道路内のみを調査区画としていただきたい。または、ボーリング調査箇所が他者用地内となった場合の規制緩和要望。（1件）	要措置区域等が道路の場合であっても、法第16条第1項の調査において別の扱いをすることは汚染の拡散防止の観点から適切ではないと考えます。ボーリング調査が他者用地内となった場合も同様となります。
調査の対象とする物質は、指定された特定有害物質等、一定のものに限るべき。（44件）	要措置区域等へ搬出する土を例外的に汚染がないと認めるための調査であり、全ての特定有害物質が基準に適合することを確認しなければならないこととします。
汚染土壌として搬出する場合は、処理方法によって調査項目を制限すべきである。（1件）	要措置区域等へ搬出する土を例外的に汚染がないと認めるための調査であり、全ての特定有害物質が基準に適合することを確認しなければならないこととします。
採取量を規定することが望ましい。（1件）	省令で規定すべき事項ではないと考えます。
深さは1m毎とあるが、1m以内とすべき。（1件）	土壤汚染状況調査と整合をとるべく、ボーリング深度については1m毎としています。
表層部分の調査方法を規定すべき。（2件）	省令に規定しました。
土壤分析期間を短縮するための簡易土壤分析技術の法制化をお願いしたい。または、土壤分析方法を限定するのではなく、期間短縮できる土壤分析方法を調査者が選択できる余地はないか検討をお願いしたい。（1件）	要措置区域等外へ搬出する土を、例外的に汚染がないと認めるためのものであるので、公定法と同じ分析方法である必要があります。技術開発支援は今後も行って参ります。
掘削後調査について掘削した後の土壌の採取に当たり混合するため、汚染状態が希釈されてしまうおそれがある。希釈を防止するための措置を規定するか、あるいは掘削ご調査については認めるべきではない。（4件）	既に掘削がなされてしまった要措置区域等内の土壌について掘削前調査が適用できないケースも考えられるため、掘削後調査についても定める必要があると考えます。

意見の概要	意見に対する考え方
要措置区域等外へ搬出する土壤は、全ての特定有害物質を測定することが規定されているが、本規定は健全土として搬出する際の調査方法であり、汚染状況調査の結果で既に特定されている汚染土壤を汚染土壤処理施設に搬出する場合は適用されないことを明確にすべき。 (1件)	要措置区域等へ搬出する土を例外的に汚染がないと認めるための調査であり、搬出に当たり必ず実施しなければならないものでないことは、法に示すとおりです。
文言を修正すべき。 (2件) 「5つの土壤のうち任意の一つ」→「五土壤試料のうち任意の一土壤試料」 「任意の5地点から土壤を採取する」→「任意の五土壤試料を採取する」	採取するのはあくまで土壤のため、文言について修正する必要があるとは考えておりません。
意図的に、汚染のおそれがない1箇所から採取する可能性がある。「任意」の部分について詳細に定めるべき。 (1件)	掘削後調査においてはどの箇所がおそれのない場所となるかは必ずしも明らかではないため、「任意」と規定しました。
掘削前の調査（掘削深さまで1mごとの調査）の結果、基準適合、不適合範囲の判断基準を明確にすべきと考える。 (2件)	省令に規定しました。
掘削土壤の調査に関して、詳細調査で汚染到達深度を確定している場合は、汚染深度以深は分析は不要とすべきである。 (1件)	掘削前調査は全25の特定有害物質について汚染がないかどうかを調べる調査であり、詳細調査で汚染到達深度が確定していたとしても、掘削する範囲の深さまで行う必要があります。
採取を行った地点及び日時とあるが、時間が不要であり、年月日に変更願いたい。(1件)	法第16条第1項の調査については、土壤汚染状況調査と同様に採取を行った時間まで申請書に記載することとしました。
委託を証する書類（具体的には契約書）に関する規定が必要。 (2件)	様式は規定しません。
自動車等の構造に関しては言葉の範囲が広く、どのような内容を届出書類に示せば良いのかが不明なため、構造とはどのようなものを示すのかを具体的に記載するべき。(1件)	運搬基準を満足するために、運搬中の汚染の拡散を防止する構造を持つ必要があります。
届出の手続きに必要な保管設備とは、どの段階での保管設備を指しているのかどうか明確にしていただきたい。 (1件)	運搬の途中で積替えのために保管する設備を指します。
「車検証の写し」と追記すること。(1件)	構造を示す書類として車検証の写しが必須であるとは考えておらず、規定しません。
10（3）④は、保管設備以外の構造を示す書類は不要。 10（3）⑤、⑥は削除されたい。 (2件)	④運搬に伴う汚染の拡散を防止するために必要な構造を備えている自動車等で運ばれることを事前に確認する必要があるため、添付書類としてました。 ⑤運搬の経路等を確認するために添付することとしました。 ⑥削除しました。
添付書類にある「管理票」を「管理票の写し」と修正すべき。 (2件)	ご指摘のとおり管理票の写しとしました。

意見の概要	意見に対する考え方
確認にかかる手続、判断基準を規定すべき 確認の手續は削除すべき。（8件）	積替えのために一時的に使用する保管施設について都道府県知事が確認する規定は削除しました。
積替保管及び運搬の区間委託は禁止すべき。 処理施設は許可制で、積替保管施設は事後の確認制と異なる制度とし、積替保管の基準も処理施設基準に比べ大幅に少なくなっている事は問題と考える。（1件）	運搬基準を遵守して行えば汚染の拡散は十分に防止されるものであり積替え保管、運搬の区間委託は禁止しません。
届出義務を負う10（3）及び（6）の者は、土地所有者又は工事発注者であることを明確にして頂きたい。（19件）	届出を行なう者とは法に規定するとおり要措置区域等外へ汚染土壤を搬出した者であり、その施行に関する計画の内容を決定する者のことです。 かかる立場であれば、土地所有者、発注者、施工者のいずれであっても構わないものと考えます。
汚染土壤の搬出時の届出手続きは、請負者が行うのか、あるいは土地所有者等が行うのかを明記すべき。（1件）	届出を行なう者とは法に規定するとおり要措置区域等外へ汚染土壤を搬出しようとする者であり、明らかです。 土地所有者、発注者、施工者のいずれであっても構わないものと考えます。
「搬出しようとする者」と「搬出実施者」の双方の「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」を届出書記載事項とすることが望ましい。（5件）	届出を行なう者とは法に規定するとおり要措置区域等外へ汚染土壤を搬出しようとする者であり、明らかであるため、その者の氏名等を届出書に記載すれば足りるものと考えます。
「搬出しようとする者（＝工事発注者）」の指示の下に搬出作業の管理業務を行う「搬出実施者」を届出書記載事項とすることが望ましい。（4件）	
搬出者と土地の所有者等との関係を示す事項を求めるべき。（3件）	汚染土壤の搬出の事前届出規制はそれをもって、運搬基準の遵守義務、許可業者への処理の委託義務が生じる契機となるものであるところ、かかる義務と直接の関係を有しない土地の所有者等に係る事項を届け出させる必要はないものと考えます。
含水比調整のみではなく、岩石等の分離の作業も届出事項とするべき。（作業を行うことについて認めて欲しい）（7件）	運搬を容易にするために特に必要な作業のみを例外的に認めるものであり、分離の作業は認められません。
一筆の土地の定義を示されたい。（1件）	含水率調整を行うための機器の届出については削除しました。
一筆の土地ではなく、同一事業場の敷地等とすべき。（16件）	
要措置区域等と一体で管理されている敷地内であれば、汚染土壤の移動を認めていただきたい。（1件）	汚染の拡散の防止の観点から運搬基準に適合した運搬のみを原則として許容することとしました。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>記載事項を追加すべき（3件）          ①一筆の土地で行われる行為に用いられる機器の構造について、「環境保全上の措置」を追記          ②運搬会社名          ③汚染土壌とともに掘削される廃棄物の種類及び量          ④前項に記載された廃棄物の収集運搬及び処分の方法並びに処分の委託先</p>	<p>①については、運搬や処理の基準に準じて施行通知等により、当該行為の適切な実施を担保することにしたいと考えます。          ②については、法条第16条第1項第4号により届出書記載事項となります。          ③及び④については、廃棄物処理法により規定されることになります。</p>
<p>(3) ⑥と(6) ②を削除すべき。          (1件)</p>	<p>積替えのために一時的に使用する保管施設について都道府県知事が確認する規定は削除しました。</p>
<p>「届出を行う都道府県知事の管轄する区域以外に所在する汚染土壌処理施設で処理又は積替えのために一時的に保管施設を使用する場合には、当該汚染土壌処理施設又は保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証」は、「汚染土壌を汚染土壌処理施設で処理するため要措置区域外に搬出する場合に、汚染土壌を積替えのため一時的に保管施設を使用するときは、当該積替え保管施設の所在地を管轄する都道府県知事が交付した確認証」として頂きたい。（1件）</p>	<p>積替えのために一時的に使用する保管施設について都道府県知事が確認する規定は削除しました。</p>
<p>保管施設の都道府県知事への申請手続き方法並びに確認証の交付及び記載事項を決めてほしい。（1件）</p>	<p>積替えのために一時的に使用する保管施設について都道府県知事が確認する規定は削除しました。</p>
<p>12. 管理票(法第20条関係)で管理票の保存期間は定められているが、搬出時の計画届出も同様に保存期間を定める必要があるのではないか。（1件）</p>	<p>搬出の事前届出規制は搬出着手前において、搬出計画の運搬基準及び許可業者への処理委託義務の適合性を判断するためのものであることから、搬出着手後に及ぶ保存期間の定めを置く必要はないと考えます。</p>
<p>オンライン処理を行う場合の移動は搬出には当たらないと明記すべき。（2件）</p>	<p>要措置区域等外へ移動することは搬出に該当します。</p>

## 11. 運搬に関する基準（法第17条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>文言を修正すべき。（6件）          (運搬車が管理票に記載する事項) 「識別番号」→「自動車登録番号」          (運搬に伴う汚染の拡散防止措置等) 「転落」→「落下」          (運搬に伴う汚染の拡散防止措置等) 「運搬車及び運搬容器」→「運搬車又は運搬容器」          (汚染土壌の積替え保管) 「ガス」→「気体及び粉じん」          (汚染土壌の積替え保管) 「浸透しない構造を有していること。」→「浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること」          (汚染土壌の移動の際の基準) 「粉じんが飛散しにくい構造の設備」→「建屋又はテント」</p>	<p>内容を検討し省令に規定しました。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
汚染土壌を引き渡した日時を記載しとあるが、年月日に変更願いたい。（2件）	ご指摘のとおり修正しました
⑤として以下の内容を追加する。（1件）搬出土壌の調査を行わず、汚染土壌処理施設に運搬する場合には、排出する土壌を、全有害物質の種類について、土壤含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌とみなして取り扱うこと	区域指定される要因となった特定有害物質について、基準に適合しない土壌として取り扱われば足りるものです。
運搬基準を省令にてより詳細に示すべき。（4件）	内容を検討し省令に規定しました。より具体的には施行通知等で示します。
積替保管 자체を認めるべきでないと考えるが、特に積替保管のみを受託する行為は認められない旨明記すべき。（1件）	汚染拡散防止措置が講じられた積替え・保管施設における、一時的な保管とそのための積替えのみを例外的に許容することとしました。
汚染土壌の運搬にあたっては、その搬出ルートにかかわる地域住民に事前に周知を行い、関係自治体にも知らせるようにしてください。（1件）	運搬に伴う汚染の拡散を防止するために必要な基準を定めるものであり、地域住民への事前周知は不要としました。
廃掃法の産業廃棄物収集運搬車両の例に倣って、表示文字の大きさを規定（例示）して欲しい。（2件）	省令に規定しました。
汚染土壌と他の要措置区域等から搬出された土壌とを混合してはならないこととするべき。（2件）	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び汚染土壌処理施設における処理の方法に照らして処理することができる一の施設に運ばれる場合を除き、異なる要措置区域等から搬出された土壌は混合することのないように運搬する旨規定しています。
汚染土壌から岩などを分離してはならないという規定の前に「運搬中は」と追記すべき（2件）	ご指摘のとおり修正しました。
廃棄物混じりの汚染土壌について土壤汚染対策法と廃棄物処理法の適用関係を明らかにすべき。（23件）	汚染土壌であれば土壤汚染対策法により規制されるのみならず、廃棄物処理法の適用を受けるものであるならば同法により規制されるものです。
2次汚染の拡大のおそれ等不適正な取り扱いを除き、現在、行っている運搬方法を極力変更しなくてもよいよう配慮いただきたい。また、変更する場合は、廃掃法等他法令に照らし問題を生じないよう手続き等について整理し、明示されたい。（1件）	汚染土壌であれば土壤汚染対策法により規制されるのみならず、廃棄物処理法の適用を受けるものであるならば同法により規制されるものです。
オンライン措置の場合の掘削土の仮置き保管は対象としないで頂きたい。（1件）	汚染土壌を搬出した後は、運搬の手段を変えるため等の積替えを除いて保管することは認められません。
積替保管及び運搬の区間委託は禁止すべき。処理施設は許可制で、積替保管施設は事後の確認制と異なる制度とし、積替保管の基準も処理施設基準に比べ大幅に少なくなっている事は問題と考える。（1件）	運搬基準を遵守することにより、汚染の拡散は十分に防止されることから、積替え保管、運搬の区間委託は禁止しません。

意見の概要	意見に対する考え方
「保管場所」と「分別等処理施設」との違いについて明示されたい。（1件）	要措置区域等から搬出され汚染土壌処理施設に搬入されるまでの一つの過程として、積替えのために保管される場所を「保管施設」としております。 「分別等処理施設」は省令に規定するとおりです。
積替えのため一時的に汚染土壌を保管する場所について、基準の追加（2件） ・保管する場合には異なる要措置区域を区別するべき ・掲示板に「汚染土壌を搬出した要措置区域等の所在地、汚染土壌の体積」を追加するべき	異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれの無いように運搬することとしました。 保管施設に運び込まれる汚染土壌は、その都度、異なるものであると考えられ、ご指摘の事項を掲示板に記載しておくことは困難と考えます。
「壁面」は削除すべき。「床面」のみでよい。（3件）	汚染の拡散を防止するためには壁面にも一定の基準を設けるべきと考えます。
汚染土壌を汚染土壌処理施設に運搬するために一時的に保管する積替えのための保管施設を設置する場合の、当該保管施設の都道府県知事への申請手続き方法及び確認証の交付並びに記載事項を決めてほしい。（1件）	保管施設については、運搬基準として汚染拡散防止措置を講ずべきことを定めることとしたため、その設置に当たり、許可や事前届出は不要です。
汚染土壌の運搬の範囲が不明確である。（1件）	汚染土壌を移動させる行為を指します。
管理者の氏名又は名称を明らかにするのではなく、他人の自動車等を使用する旨、所有者の氏名・名称及び受託者に当該自動車等の使用権限があることを示す書類を明示すべき。（1件）	規定を削除しました。
90日は長すぎるので、短縮するべき。（5件）	30日以内としました。

## 12. 管理票（法第20条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
所定の様式とはどのようなものか明示するべき。（1件）	様式は省令に規定しました。
既存の管理票を有効に使用できるようにして欲しい。（2件）	法改正に伴い必要とされた情報を記載させるため、省令に規定する様式のものを使用しなければなりません。
管理票は、現行のものと同様に「交付（責任）者」と「搬出実施者」の双方が記載できるようにするべき。（11件）	搬出する者の氏名又は名称等と、法人にあつては管理票の交付を担当した者の氏名を記載することとしました。
管理票には、土地所有者の氏名を記載することが必要。（2件）	管理票は、汚染土壌が適正に運搬・処理されたことを事後的に確認するための仕組みであり、それと無関係の土地所有者の氏名を記載させる必要はありません。

意見の概要	意見に対する考え方
土壌の量は体積で管理すべき。（2件） ・重量とm <sup>3</sup> の両併記とすべき ・法20条にあわせ「体積」にすべき	汚染土壌の体積、重量の双方を管理票に記載することとしました。
管理票には処理にかかる全ての施設、最終的な行き先を記載すべき。（2件）	要措置区域等から搬出された後、初めて搬入された汚染土壌処理施設までの運搬を管理するものです。 それ以降の運搬は別途定めを置きました。
運搬を受託した者が管理票に記載すべき事項として「汚染土壌を引き渡した時間」は不要。（2件）	ご指摘のとおり修正しました。
環境省告示第21号（平成15年3月6日告示）「搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法」と同じく、「当該管理票に係る汚染土壌を受領した日から30日以内」を「処分を終了した日から10日以内」に変更する。（1件）	ご指摘のとおり修正しました。
汚染土壌の処理受託者の管理票の送付は、汚染土壌を受領した時点で回付を受けるが、これでは処理が完了したことが確認出来ない。受領した汚染土壌を30日以内で処理を行い、処理終了後に回付するか、受領と処理の2種類の管理票が必要ではないか。（1件）	処理受託者による管理票の写しの送付は、法第20条第4項により当該処理を終了したときに行われます。
汚染土壌処理施設へ運び込むまでの日数と、管理票が返送されるまでの日数が同じであるので、どちらかを変更すべき。（1件）	内容を検討して省令に規定しました。

### 13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定の新設（法第22条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
汚染土壌処理施設の定義を各施設類型ごとに明確化して省令に記載すべきである。さらに施設の解釈に関するガイドラインのようなものを作成していただきたい。（11件）	省令案で示した汚染土壌処理施設を以下のとおり省令において定義し、申請書の記載事項としていずれかの施設名を記載することとします。 一 净化等処理施設 汚染土壌について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壤汚染対策法施行規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、同規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。） 二 セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設 三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設 四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設  施設の種類の考え方については、別途施行通知等でお示しすることを予定しています。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「埋立処理施設」について、既に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）に規定する管理型処分場の許可を受けていれば、土壤汚染対策法に基づく汚染土壤処理業の構造等の基準を遵守するとみなす旨明記されたい。また、許可申請の際、廃掃法に基づく管理型処分場の許可を受けていればその資料を代用できることや、海域の埋立処理施設については地下水の調査は不要である旨も併せて明記されたい。（2件）</p>	<p>汚染土壤処理業の許可に当たっては、汚染土壤の適確な処理の確保という観点から、適切な構造を有しているか等を審査する必要があるため、申請書中の添付資料の省略はできないものと考えております。埋立処理施設において地下水の測定は免除されません。</p>
<p>浄化処理施設の前工程として異物の分別設備を設置する場合は全体として浄化処理施設として扱うといった前処理設備の扱いを定めるべき。また分別等処理施設以外の汚染土壤処理施設が分別等処理施設を併設している場合などどのように記載すべきか。（4件）</p>	<p>分別等処理施設については、独立した汚染土壤処理施設の種類の一つとして位置付けました。また、分別等処理施設で分別等のみが行われた汚染土壤については、改めて処理するために他の汚染土壤処理施設に搬出する以外の目的で搬出することは認めないとしました。 お示しの事案が同一事業場の敷地内における一つの汚染土壤処理施設に浄化処理施設と分別等処理施設が併設されていることを想定しているのであれば、かかる汚染土壤処理施設は、二つの種類を併せ持つ一つの施設として、一つの許可申請手続で足りると考えます。</p>
<p>汚染土壤にコンクリートくずが混入しているということは、現場から搬出される地点で廃棄物扱いにしなければならないのではないか。また、土壤汚染対策法が適用される「汚染土壤」と廃棄物処理法が適用される「コンクリートくず」の運搬・処分において、それらの混合物を取扱う場合、両法律の適用関係及びどのように区分されるのか、明確にしてほしい。（3件）</p>	<p>廃掃法に規定する廃棄物に該当するものがあると考えられる場合、当該汚染土壤については、土壤汚染対策法に基づく規制のほか、廃棄物として廃掃法に基づく規制も併せて課せられることとなります。 現場から搬出されるものが、全体として汚染土壤又は廃棄物のいずれかに整理できれば土壤汚染対策法又は廃掃法のみの規定の適用を受け、いずれにもよりがたく汚染土壤と廃棄物が混合されたものであれば両法の規定の適用を受けることになり、これらのいずれによるべきかは、現場から搬出されるものの状態に応じ、個別に判断されることとなります。</p>
<p>分別処理施設で処理を行う場合は、薬剤の注入等により特定有害物質が揮発することなどがあることから、処理する土壤に含まれる特定有害物質の性状および濃度等が変更しないような処理に限定する旨を追記するべきである。（2件）</p>	<p>汚染土壤処理施設の種類にかかわらず、汚染土壤又は特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透並びに悪臭の発散を防止することを義務付けました。</p>
<p>当該要措置区域等外に搬出する前に、当該要措置区域等に隣接した同一敷地内において、汚染土壤に混入しているコンクリートくず、岩等の分別を行うことを目的とした施設を設置する場合は、法第22条の適用外とされたい。（1件）</p>	<p>要措置区域等外において業として汚染土壤の分別を行う場合には、原則どおり汚染土壤処理業の許可が必要です。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>二箇所の要措置区域の汚染土壌を混合希釈することで基準達成ができるため、汚染土壌処理施設で適切な処理を行うためには複数の保管施設を有していることが必要である。申請書の記載事項のうち、「保管施設の容量」を「保管施設の数及びそれぞれの容量」に変更されたい。（1件）</p>	<p>混合希釈を行うのみでは、依然として汚染土壌として土壤汚染対策法の規制を受け続けることとしました。</p> <p>同一の汚染土壌処理施設に設けられる保管設備については、容量を示す書類やその構造を明らかにする図面を申請手続において提出されることとしました。</p>
<p>汚染土壌処理施設で処分するために保管する汚染土壌の保管設備及び処理後の土壌あるいは製品(溶融物等)の保管設備並びに汚染土壌を汚染土壌処理施設に運搬するために一時的に保管する積替えのための保管設備を区分して設置するように条文を整理してほしい。（1件）</p>	<p>汚染土壌処理施設において汚染土壌を保管するための設備は処理基準の適用を受ける一方、運搬の際の一時保管施設は運搬基準の適用を受けます。</p> <p>なお、処理を終えて健全土となった土壌を保管するための施設は、汚染状態にない以上土壤汚染対策法の適用を受けることはありません。</p>
<p>申請書の記載事項のうち、「当該汚染土壌処理施設で処理した土壌を搬出する場合の搬出先となる汚染土壌処理施設」とあるが、健全土(浄化土壌)を「汚染土壌」と表現するのは、適切ではないのではないか。（1件）</p>	<p>汚染土壌処理施設の全てが健全土とすることができますが、健全土にならない土の搬出に当たり必要な事項として定めたものです。</p>
<p>汚染土壌処理施設を設置する敷地に係る土地の登記簿謄本と公図の写しを添付すべき。（1件）</p>	<p>汚染土壌処理業の許可の申請時に、申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類を添付させることとしました。この書類としては例えば、登記事項証明書等を利用することができることを施行通知等によりお示しする予定です。</p>
<p>申請者が法人である場合に、法第22条第3項第2号ハに規定する役員が同号イ又はロに該当しない者であることを誓約する書面を提出させるべき。（1件）</p>	<p>貴見のとおり。追加いたします。</p>
<p>住民票や後見登記に係る登記事項証明書に係る規定は削除すべき。（2件）</p>	<p>申請者（申請者が法人である場合には、その事業を行う役員を含む。）について、未成年者、成年被後見人及び被保佐人であることを欠格要件に位置付けていないため、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付は不要としますが、申請者が法第22条第3項第2号イからハまで該当しないことは欠格要件に位置付けられているため、関係機関への照会等のため、当該者に係る住民票の写しを添付させることとしました。</p>
<p>「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であることを誓約する書面」を加える。（1件）</p>	<p>法律上、欠格要件として御指摘の事項を掲げていないため、御指摘の書類の提出を省令で義務付けることは不適当であると考えます。</p>
<p>汚染土壌浄化施設の許可申請において、施設建設前のブランクデータとして環境モニタリングデータ（土壌、大気、地下水、など）採取を1回行う、との記載が必要ではないか。（1件）</p>	<p>事業開始前の周辺環境の状況いかんにかかわらず、事業実施中に一定の基準を超過して周辺環境に影響を及ぼすことを認めないと趣旨であることから、御指摘のブランクデータは不要と考えます。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
業の許可申請を行った場合に、いつ都道府県知事が処理業の許可を出せるのか（法律施行前か施行後なのか）が不明なため、業の許可申請に対応する、許可の交付に関する事項も明記するべき。（1件）	改正法附則第1条ただし書により、改正法の施行前に行うことができるようになる行為は汚染土壌処理業の許可の申請のみであることから、改正法施行前に許可をすることはできません。
法14条の申請に係る土地所有者の合意書の提出については、許可後に土地所有者が変更された場合の扱いが不明確で、十分な運用ができるない場合が想定されるため、汚染が発見された場合は、土地所有者の合意の有無に関わらず要措置区域等に指定する仕組みとすべき。（1件）	許可申請時の合意が所有権を承継した者をも拘束することはできないため、合意を得ることの見通しを示す書類を添付させることとします。 法第14条の自主申請の制度を活用して区域指定を行うことから他の土地所有者等の合意が必要です。
引受承諾書の記載部分で、新たな承諾書の申請は、その都度延滞無く手続きがなされるのか。（1件）	都道府県知事において、適切な期間内に手続が行われるものと考えます。
引受承諾書の記載部分で、当該箇所を「チ分別等処理施設又は浄化処理施設については、当該施設における処理後の土壌の処理方法を記載した書類」とし、「及び再処理を行う汚染土壌処理施設の設置者の引受承諾書」の文言を削除されたい。（1件）	処理を行ってもなお健康被害が生ずるおそれのある状態の土を処理するためには許可を受けた汚染土壌処理施設に搬入する必要があり、受入体制が整っていることを確認することが必要と考えております。
汚染土壌処理業の許可について別の二つの施設を同じ敷地内におく場合、許可は一つになるのか。また、一つの施設で許可を既に取得している事業者が、同一敷地内において新たに別の施設を設置しようとする場合、これは設置許可かそれとも変更許可となるのか。（1件）	同一の敷地内に複数のプラントが設置されているような場合であれば、一つの許可申請行為で足りることと整理する予定です。 また、既設の汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地内に他の汚染土壌処理施設を新設しようとする場合には、変更許可の対象とする予定です。
汚染土壌処理の隣接地の所有者はもらい汚染の不安を恒久的にかかえることとなるため、工場内等にハド面での対策を義務付ける必要がある。（1件）	汚染土壌処理施設に関しては、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等や地下浸透の防止の措置を講じていることを許可の要件としました。
埋立処理施設には保有水の集排水設備の設置を基準として定めるべき。（1件）	汚染土壌処理施設に係る事業場から排水が生じる場合には排水処理施設の設置が必要であることをしました。
埋立処理施設に係る地下浸透防止措置の基準は、より具体的に示すべき。（1件）	基準の目安は、施行通知等によりお示しする予定です。
地下水の水質汚濁を監視するための施設については、地下水の流向を把握した上で、原則として施設に係る敷地の上流及び下流の2箇所に設けることとすべき。（1件）	地下浸透防止措置の効果を検認することを目的とするものであることから、地下水の流向が把握されている場合にまで、あえて上流方向を測定させる必要はないと考えています。
浸透防止措置を図る範囲及び堰堤の設置範囲は、汚染土を容器から取り出して浄化処理などを行う施設建屋や構造物が設置されている範囲（堰堤の場合は周囲）のみでよいことを明記すべき。（6件）	汚染土壌処理施設に係る事業場全体からの特定有害物質等の地下浸透を防止する構造とするか、そのための措置が講じられていることが必要であることとしました。

意見の概要	意見に対する考え方
環境大臣が定める措置の具体的方法を記載するべき。（1件）	別途告示により規定します。
浄化処理施設に係る施設の能力として「・・・汚染状態が・・・環境省令で定める基準に適合すること・・・」とあるが、「不溶化処理」の場合、第二溶出量基準以下に不溶化処理する場合が大半で、法第6条第1項第1号の基準には適合しないのではないか。（1件）	不溶化を浄化と区別して位置づけるとともに、許可基準のうち汚染土壤処理施設に係るものとして「申請書に記載した汚染土壤の処理の方法に応じた汚染土壤処理施設であること」と規定しました。
<p>汚染土壤処理施設の能力の基準として、以下の2項目を追加すべきである。（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の許可を有する埋立処分施設であって、当該産業廃棄物処理施設における受入基準に適合しない程度に汚染された土壤を受けいれる可能性がある場合は、廃棄物と汚染土壤を区分する遮水工、汚染土壤専用の浸出水の処理施設を有していること。</li> <li>・分別等処理施設であって、汚染土壤に非意図的に残存する廃棄物等を分別する場合、廃棄物等の種類ごと（又は処分先ごと）の保管場所を有していること</li> </ul>	<p>汚染土壤処理施設の基準は、廃棄物処理施設の基準と別個のものとして規定されることとしており、当該汚染土壤処理施設の基準に照らして支障のない汚染状態にある汚染土壤を受け入れることとしています。</p> <p>また、分別等処理施設における処理の過程で生じた廃棄物の保管については、廃掃法により別途規制される事項となります。</p>
<p>汚染土壤処理施設から排出される水を公共用水域又は下水道に排出する場合には、「・・・水質汚濁防止法第3条又は下水道法第12条の2に規定する排水基準に適合させて公共用水域又は下水道に排水・・・」と下水道法へ排水することを加える必要がある。（2件）</p>	<p>下水道に排出する場合にあっては下水道法の規制に準じて定める基準に従うこととした。</p>
<p>汚染状態の測定とは何を示しているかが分からなければ、どのような測定施設を設ける必要があるかが分からぬいため、排出水の汚染状態を測定する施設の具体的な内容について明記するべき。</p> <p>また、計量証明等が必要な施設となれば、処理業者への負担が多大なものとなるため、自社内分析も認めるべき。（1件）</p>	<p>排水の汚染状態を測定することとは、水質測定を行うことを指します。</p> <p>計量証明は必須事項にはしておりません。</p>
用語として「ガス」を「気体及び粉じん」に変更されたい。（1件）	「大気中に排出される有害物質」に係る処理設備及びその量の測定設備と修正しました。
浄化処理施設において汚染土壤を処理した後、浄化土壤であることの確認方法を明確に規定すべき。（1件）	処理した土壤を健全土として搬出する場合の規定は省令案で既にお示ししています。測定方法は法第16条第1項の環境省令で定める方法によります。
汚染土壤の処理を的確に行うに足りる知識及び技能について具体的に示すべき。（3件）	省令において具体化し、汚染土壤の処理の事業について一切の責任を有する者を置くことや一定の実務経験と資格を備えた者を技術管理者として配置することとしました。
経理的基礎の具体的な判断基準を示すべき。（4件）	判断基準の目安は、施行通知等によりお示しする予定です。

意見の概要	意見に対する考え方
許可の基準として「知識、技能」、「経理的基礎」などが挙げられているが、「地域の生活環境の保全」の観点からの基準も設けるべき。（1件）	生活環境の保全の観点については、悪臭の発散の防止等の基準において反映されています。
汚染土壌処理施設については、建築基準法第51条の適用を受けるべき。（2件）	都市計画区域内における特殊建築物の位置の制限は、建築基準法の体系において検討されるべきものと理解しています。
汚染土壌処理施設は産業廃棄物処理施設と同じく、住民の側から反対を受ける可能性が高い。生活環境影響調査の実施、調査結果の縦覧、住民等の意見徴収等の規定を盛り込むべきであると考える。（2件）	事業開始前の周辺環境の状況いかんにかかわらず、事業実施中に一定の基準を超過して周辺環境に影響を及ぼすことを認めないという趣旨であることから、御指摘の生活環境影響調査の実施等は不要と考えています。
設備等に関する基準については明確に示されたい。（1件）	許可に係る施設の基準は省令で具体的にしています。 基準の目安は、施行通知等で示すことを検討します。

#### 14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準（法第22条第6項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
処理基準にいう事業計画の定義と範囲を示すべき。（1件）	「事業計画に従った汚染土壌の処理を行わなければならない。」という部分については、条文上は、例えば「浄化等処理施設にあっては、汚染土壌の処理の方法に従って行うこと」とする等具体化を図りました。
「汚染土壌の処理に関し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法、・・・・（中略）・・・その他生活環境の保全に関する法令及び条例を遵守しなければならない。」とあるが、どの部分を遵守しなければならないのか明確にすべき。（1件）	施行通知等により例示することを検討します。
汚染土壌の処理に伴って発生する污水及びガスの排出規制及び測定義務については、処理する特定有害物質に限定すべき。（3件）	水質汚濁防止法や大気汚染防止法における水圏や大気圏に排出されることにより健康被害をもたらす物質や項目に係る規制と同様の内容を土壤汚染対策法独自の規制として位置づけるものです。
「排水基準全項目を毎月測定しなければならない」となっているが、産業廃棄物管理型最終処分場を埋立処理施設とする場合は、排水基準全項目の測定は年1回にして頂きたい。同様に地下水環境基準項目全項目の測定についても産業廃棄物管理型最終処分場を埋立処理施設とする場合は、最初から年1回にして頂きたい。（1件）	排水の測定については維持管理の目的も含め、月に1回程度行うことが望ましいと考えています。 地下水については、3月に1回以上の測定を1年間行い、継続して基準適合が確認された場合には年に1回以上の測定で足ります。
地下浸透防止に関する規定は、「汚染土壌処理施設から排出される排水又は廃液の特定有害物質濃度が環境基準に適合しない場合は地下浸透させてはならない。」とすべきである。（1件）	汚染土壌処理施設において土壤汚染を引き起こすことはあってはならないため、特定有害物質等を含む水を浸透させることは許容できません。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「汚染土壤処理施設の地下水の下流域の地下水の水質を3月ごとに測定しなければならない。」とあるが、同施設を設置する以前から、当該エリアの地下水が地下水環境基準を超過している場合は、何を目的に地下水モニタリングをする事になるのか。（1件）</p>	<p>新たな地下水汚染を引き起こしていないことを確認することになります。</p>
<p>地下水を測定した結果、基準を超過していた場合は、モニタリング結果が公表され、改善命令等が出されるのか方針を示していただきたい。（1件）</p>	<p>地下水に係る処理の基準としては測定することのみが定められていることから、地下水基準不適合のみをもって処理基準違反を構成することはなく、改善命令が発出されることもありませんが、汚水の地下浸透が疑われ、それが明らかになれば処理基準違反となります。</p> <p>モニタリング結果については、法第22条第8項による記録及び閲覧義務の対象となることが予定されているほか、都道府県知事による法第54条第4項の報告徴収の対象となり、当該都道府県知事の判断で、これを公表する可能性もあります。</p>
<p>地下水浸透の防止措置として環境大臣が定める措置の具体的方法を記載するべき。（2件）</p>	<p>別途告示により規定します。</p>
<p>同じ水に対して汚水、排出される汚水、排出される水、排出水という言い方を変えていいが、排水に統一すべきである。（1件）</p>	<p>省令において「汚水」と「排出水」に分け、定義を明らかにしました。</p>
<p>排水の基準及び測定義務としてダイオキシン類を追加すべき。（2件）</p>	<p>排水の規制を整理することにより、ダイオキシン類についても規制対象に含めることとしました。</p>
<p>周辺環境影響の観点から、特定の物質のみ測定義務及び排出基準を設定する理由はなく、全ての特定有害物質について測定義務及び排出基準値を定めるべき。 また熱処理を行う施設にあっては測定のみを行う物質として硫黄酸化物、ばいじん及び粉じんを追加すべき。（2件）</p>	<p>排気に関しては、大気汚染防止法の有害物質について規制基準を設けました。また、この有害物質に加え、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち指針値が設定されているものや汚染土壤の処理に伴い発生する可能性のあるものについて測定義務を設けています。その他については規制対象とはしないこととしました。</p>
<p>処理前の汚染土壤の保管中に揮発した第一種特定有害物質についても「発生する気体」に含むものとすべき。また、分別処理施設についても処理中に第一種特定有害物質の揮発が想定されるため、対象に加えるべき。（1件）</p>	<p>全ての汚染土壤処理施設において特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出並びに地下への浸透並びに悪臭の発散を防止する必要があることとしました。</p>
<p>汚染土壤の移動を行う際の、汚染土壤の飛散を防止する設備としては、「建屋又はテント内において」との記載でよいのではないか。（1件）</p>	<p>粉じんが飛散しにくい構造の設備のひとつとして建物、テントが含まれるものと考えます。</p>
<p>「それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しないガス」とあるが、基準適合とは省令案に示された数値の「以下」か、「未満」か。（1件）</p>	<p>「以下」です。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
特定有害物質の大気中に排出する場合の測定について記載があり、「浄化処理施設」、「セメント等製造処理施設」のみを対象とした記載となっているが、その他の施設から排出される場合、測定は不要と解してよいか。(1件)	貴見のとおり。
海上埋立処理施設での措置について明示されたい。(1件)	埋立等処理施設が備えるべき構造については許可基準として省令に規定しました。
ガスを排出する場合に、測定しなければならない排出口について、測定する箇所を明確にすべきである。(2件)	排出口における大気中へ排出される有害物質の量を測定させることとしました。
ポリ塩化ビフェニルによる汚染土壌を処理する施設にあっては、ポリ塩化ビフェニルとダイオキシン類の排出基準値を追加すべき。(1件)	ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類については、排出基準を設けず、測定のみを行うこととしました。
「異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったもの」について、当該施設での扱いを明確にするため、(5) ⑪ 「異なった区域から搬出された土壌と混合したもの又は不溶化処理を行ったものについては、土壌の特定有害物質による汚染状態（種類及び含有量基準超過、溶出量基準超過又は第二溶出量基準超過の別）及び体積を表示した掲示板を見やすい場所に掲げなければならない。」を追加されたい。(1件)	異なった要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものとし、また、不溶化のみを行った汚染土壌は、改めて処理を行うために他の汚染土壌処理施設に搬出する以外の目的で搬出することはできないこととしました。このため、汚染土壌処理施設の表示義務については、その種類、処理する汚染土壌の汚染状態等を見やすい場所に表示されることで足りるものとしました。
浄化処理施設のひとつである「不溶化処理施設」から搬出される土壌は、全特定有害物質検査の結果、環境省令で定める基準に適合したものであっても、当該施設外に搬出してはならないか、あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壌処理施設に搬出することになるが、全特定有害物質検査の結果、環境省令で定める基準に適合したものを、汚染の除去等の措置である「不溶化埋め戻し」の埋め戻し材として利用できないか。(2件)	省令案で示した浄化処理施設を、省令においては浄化等処理施設とともに、浄化と不溶化を区別して定義しました。その上で、不溶化した土壌は健全土として搬出されることはなく、あらかじめ届け出た汚染土壌処理施設にのみ搬出されることとしました。
「・・・第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出場合を除く。」とありますが、第二溶出量基準に適合しない土壌を埋立処理施設に搬出する事は出来ないのではないか。(1件)	貴見のとおり。

意見の概要	意見に対する考え方
<p>許可権者との協議の上、浄化記録を保管するなどの一定の条件のもとであれば異なった区域から搬出された土壤同士の混合を認め、混合した土壤であっても浄化処理施設において浄化処理を行い、法第6条第1号の環境省令で定める基準に適合すれば、健全土として搬出できるようにしていただきたい。</p> <p>また、全特定有害物質を検査することは、要措置区域等を設定した際に処理対象にならない物質まで検査を義務づけることであり、過大規制であり、『履歴や汚染状況調査等によりおそれのある汚染物質が特定できる場合には、おそれのある物質のみでよい』とすべき。（9件）</p>	<p>異なる要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものとします。</p> <p>汚染土壤処理施設から健全土として搬出される土に関するところは、それ以降土壤汚染対策法の適用を受けることがなくなることから、全ての特定有害物質について汚染状態がないことを確認する必要があります。</p>
<p>あらかじめ搬出先として届け出た汚染土壤処理施設も含めて、改めて管理票を交付するという考え方でよいか。また予め交付しない場合は、基本的には当該施設から搬出することは出来ないと考えるのか（1件）</p>	<p>汚染土壤処理施設から汚染のある土壤を搬出する場合には管理票の交付が必要になります。</p>
<p>セメント等製造施設での品質管理方法及び品質基準について、特定有害物質の測定方法や、その他の要件及び自治体の審査の方法を具体的に明示して頂きたい。（4件）</p>	<p>セメント製造施設にあっては、申請者は製造されるセメントの品質管理の方法を申請書に記載するとともに、汚染土壤処理業者は申請書に記載したセメントの品質管理の方法のとおりにセメントを製造しなければならないこととされました。</p>
<p>二箇所以上の要措置区域の汚染土壤を混合希釈することで基準達成ができるため、分別等処理施設だけでなくすべての汚染土壤処理施設で、二箇所以上の要措置区域等の汚染土壤を混合することを禁止する必要があるのでないか。（1件）</p>	<p>御懸念の事項については、混合のみを行うことを処理とは位置づけないため、問題となるないと考えます。</p> <p>異なる要措置区域等から搬出される土と混合されたものであっても適切に浄化がなされ、その確認がされたものは健全土として取り扱うことができるものとしました。</p>
<p>「分別等処理施設において、第二溶出量基準を超過する汚染土壤を処理する場合には、他の区域から搬出された土壤と混合してはならない。」とあるが、第二溶出量基準以下の汚染土壤の場合は、混合して処理して宜しいか。（1件）</p>	<p>貴見のとおり。</p>
<p>⑤を以下のとおり修正すべきである。（1件）</p> <p>⑤汚染土壤処理施設に搬入された土壤から分離した物は、当該汚染土壤処理業者に処理を委託した者（排出者）により、廃棄物処理法その他の法令に従い（廃棄物は、廃棄物処理法に基づき）処理しなければならない</p>	<p>廃掃法により規制されるべき事項と考えます。</p>

## 15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧（法第22条第8項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
「量」を「体積」に変更すべき。（2件）	土壤の受入にあたっては、重量で管理することが想定されることから量としています。なお、量には体積も含まれます。
調査、搬出にかかる「時間」は不要とし、記載事項は「年月日」に変更すべき。（3件）	ご指摘のとおり修正しました。
測定、記録を義務づける物質を当該施設で処理する特定有害物質に限定すべき。（1件）	汚染土壌処理業者の予期しない特定有害物質等を取り扱う可能性があることから、測定や記録の対象を限定することは不適当です。

## 16. 汚染土壌処理業による変更の許可等（法第23条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
変更許可等の諸手続について明確にして欲しい。（6件）	内容を検討し省令に規定しました。具体的な内容は、必要に応じて施行通知等で示します。
処理施設の買取りや、譲渡（親族、第三者）について規定されたい。（1件）	当該事例の場合は新規に許可を得る必要があります。
休止等の届出の記載事項として記載されている「変更すべき事項」は何を想定したものか示されたい。（1件）	規定を削除しました。

## 17. 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条第1項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
時系列がわかりにくいので整理されたい。（2件）	内容を検討して省令に規定しました。
地下水の汚染が許可を受けた汚染土壌処理施設でなく他にあった場合、測定を中止できるようにするべき。（2件）	地下水汚染の原因を他者に帰することができるとはいいきれないため、施設の廃止時に地下水が2年間基準に適合していることを確認することは必須であると考えます。
埋立処理施設は、廃止後には自動的に形質変更時要届出区域として扱う仕組みであるべき。（2件）	汚染土壌処理施設の跡地が要措置区域と形質変更時要届出区域のいずれに指定されるかは、法第6条第1項第2号の政令で定める基準に該当するか否かにより定まり、埋立処理施設であったからといって、自動的に形質変更時要届出区域とすることはできません。
廃棄物処理法の許可を持った汚染土壌処理施設が廃止されたとき、土壤汚染対策法と廃棄物処理法との関係を明らかにされたい。（1件）	汚染土壤であれば土壤汚染対策法により規制されるのみならず、廃棄物処理法の適用を受けるものであるならば同法により規制されるものです。
汚染土壌処理業者が破産等した場合に措置義務が履行されないことが懸念される問題である。 基金への拠出や、残った土の処分を都道府県が取り組むための仕組み等の手当が必要。（5件）	許可の基準として、「汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壤の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」及び「廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること」を規定していることにより担保されるものと考えます。

## 18. 許可証の交付等（法第28条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
各都道府県知事が交付する許可証には、その施設が処理できる土壤汚染の基準を具体的に記載することが望まれる。（1件） ① 特定有害物質の種類である25物質を品目ごとに（第1種～第3種等の分類の区別等では不十分） ② 指定基準の中でも溶出量基準、含有量基準の区別	省令に規定しました。
許可証の再交付の際の本人確認方法については一定の規定を設けるとともに、許可証の保管は厳重に行うこととされたい。（1件）	本人確認は、許可申請時の申請書記載事項と再交付申請者とを照合すれば足り、保管については、それを亡失等することにより本人が不利益を受けることから、あえて省令で規定すべき事項ではないと考えます。

### ○その他意見

今回のパブリックコメントの対象外となります。意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

- ・自然由来汚染土壤の取り扱いに関する意見（38件）
- ・法第4条第2項の調査命令の発出期間に関する質問（9件）
- ・法第16条第1項の搬出時の調査に関する解釈や運用に関する質問（9件）
- ・汚染土壤処理業の必要性に関する意見（5件）
- ・汚染土壤処理業の許可事務の実施主体に関する意見（4件）
- ・要措置区域等外から搬出される汚染土壤の取り扱いに関する意見（6件）
- ・その他（155件）

# 「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案の概要」に対する意見の概要及び意見に対する考え方について

## 1. 指定調査機関の指定（法第29条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

## 2. 指定の基準（法第31条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

## 3. 技術管理者（法第33条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
1. 技術管理者の基準として、技術管理者試験に合格したことを要件の一つとしているが、新たな試験制度を構築するのではなく、民間の既存の資格制度等を活用すべき。（3件）	技術管理者は、土壤汚染対策法やその他の関係法令等を正確に理解した上で、法に基づいた土壤汚染状況調査に関する技術的な内容についても精通している必要があります。民間の既存の資格制度等において、これらの要件に全て満たした人材を評価するものは存在しないと考えます。
2. 技術管理者の基準として定められている実務経験等の要件の一つに、「地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」が定められているが、当該者は、必ずしも汚染をより確実に発見するために必要な現場経験を有しているとは限らないため、削除すべきである。（1件）	一定の知見が必要な技術管理者試験に合格することが前提であり、「地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者」については、現行省令に規定されており、現状においても特段問題無く土壤汚染状況調査を実施していると考えられることから、現行どおり規定しました。 また、計量証明事業者に關係する方についても、測定以外に土壤の汚染の状況の調査に関して3年以上の実務経験を有していれば、技術管理者としての要件を満たしていることとなります。
3. 上記実務経験等の要件の他に、科学的知見を有する環境計量証明事業に關係する者も規定すべきである。（1件）	ガイドラインなどで明確にしますが、現行どおり、技術士登録証明書（技術部門が、環境部門（選択科目は「環境保全計画」又は「環境測定」に限る。）であるもの）を所持している者等とする予定です。
4. 「土壤の汚染の状況の調査に関しイ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者」とは、具体的にどのような者か明らかにされたい。（1件）	資料調査の内容が明らかではありませんが、汚染のおそれの把握のための調査については、技術管理者試験の試験内容に含むこととする予定です。
5. 技術管理者試験の試験内容について、土壤汚染状況調査における資料調査も含まれたい。（1件）	

#### 4. 変更の届出（法第35条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

#### 5. 業務規程の届出（法第37条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

#### 6. 帳簿の備付け等（法第38条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
1. 帳簿の様式を規定されたい。（1件）	帳簿には、必要な事項が記載されていれば、どのような様式でも問題ないと考えます。

#### 7. 手数料の納付

意見の概要	意見に対する考え方
なし	

#### ○ その他の意見

今回のパブリックコメントの対象外となります。意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

- ・指定調査機関の指定の申請の手続等に関する内容（4件）
- ・「土壤汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き」に関する内容（3件）
- ・地方公共団体における指定調査機関の指導、監督に関する内容（1件）
- ・指定調査機関向けの研修や講習に関する内容（1件）
- ・措置を監督するための技術管理者に関する内容（2件）